名称　高豊漁港海岸沖Ｃ立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一六
東経　一三七―二三―三九
廃止年月日　令和七年一月十六日

名称　北電知内発電シーバース霧信号所
位置
所在地　北海道上磯郡知内町（北電知内シーバース）
北緯　四一―三五―〇六
東経　一四〇―二六―〇七
廃止年月日　令和七年一月二十八日

名称　大鳴門橋無線方位信号所
位置
所在地　孫埼灯台（徳島県鳴門市）の東方約一・一キロメートル（大鳴門橋）
北緯　三四―一四―二四
東経　一三四―三九―一七
廃止年月日　令和七年一月三十一日

名称　美々津港南西方照射灯
位置
所在地　美々津港灯台（宮崎県日向市）の北方約一・七キロメートル
北緯　三二―二〇―一八
東経　一三一―三七―〇六
撤去年月日　令和七年一月八日
記事　一時変更

名称　東上泊港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊港東防波堤外端）
北緯　四五―二四―五七
東経　一四一―〇三―五〇
撤去年月日　令和七年一月十六日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第一号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約一・六キロメートル）
北緯　四二―三五―二九
東経　一四一―四七―〇五
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第三号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約三・一キロメートル）
北緯　四二―三五―五四
東経　一四一―四八―〇三
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港第四号浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の東北東方約三・五キロメートル）
北緯　四二―三五―五一
東経　一四一―四八―二七
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港Ａ浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約三・三キロメートル）
北緯　四二―三五―五九
東経　一四一―四七―〇七
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

名称　北海道電力苫小牧港Ｂ浮標
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北東方約四・二キロメートル）
北緯　四二―三六―二一
東経　一四一―四八―三四
撤去年月日　令和七年一月二十三日
記事　一時変更

その他告示

○外務省告示第二百十一号

日本国政府は、令和七年六月三日に、世界貿易機関事務局長に対し、「千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書」に附属する約束表の改善の効力を同年六月十日に発生させる旨の通告を行った。よって、同確認書は、同年六月十日に効力を生じた。

令和七年六月十二日

外務大臣　岩屋　毅

○経済産業省告示第九十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十三の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定年月日
ＫＨネオケム株式会社 四日市工場　霞ヶ浦製造所	三重県四日市市霞一丁目四番地	令和六年十一月二十八日
ＥＮＥＯＳ株式会社 堺製油所	大阪府堺市西区築港浜寺町一番地	令和七年二月二十一日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　北地区	千葉県市原市五井海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　南地区	千葉県市原市五井南海岸三番地	令和七年二月二十八日
丸善石油化学株式会社 千葉工場　甲子地区	千葉県市原市五井南海岸十一番地二	令和七年二月二十八日

○経済産業省告示第九十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
ＥＮＥＯＳ株式会社 川崎製油所（浮島北地区）	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定保安検査実施者	令和六年十二月二十日